

宮・庄川国有林の地域別の森林計画書

(宮・庄川森林計画区)

計 画 期 間

自 平成22年 4月 1日

至 平成32年 3月31日

中 部 森 林 管 理 局

この国有林の地域別の森林計画（計画期間：平成22年4月1日～平成32年3月31日10ヵ年計画）は、森林法第7条の2の規定に基づき、中部森林管理局長が全国森林計画に即してたてた、森林計画区別の国有林についての森林の整備及び保全の基本的事項に関する計画である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。

目 次

I 計画の大綱

1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置付け	1
(1) 位置及び面積	1
(2) 自然的背景	1
(3) 社会経済的背景	2
(4) 森林計画区の位置付け	3
2 計画樹立に当たっての基本的考え方	4
(1) 樹立方針	4
(2) 林道及び治山施設の整備	6

II 計画事項

1 対象とする森林の区域	7
2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	7
(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積	7
(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	8
ア 森林の整備及び保全の目標	8
イ 森林の整備及び保全の基本方針	9
ウ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	10
3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項	11
(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的な事項	11
ア 立木の標準伐期齢	11
イ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	11
ウ その他必要な事項	13
(2) 伐採立木材積	13
4 造林面積その他造林に関する事項	13
(1) 造林に関する基本的な事項	13
ア 造林樹種	13
イ 造林の標準的な方法	14
ウ その他必要な事項	15
(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積	16
5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項	16
(1) 間伐及び保育に関する基本的な事項	16
ア 間伐の標準的な方法	16
イ 保育の標準的な方法	17
(2) 間伐立木材積	18
6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	19
(1) 公益的機能別施業森林の区域	19
ア 「水土保持林」の区域	19

イ 「森林と人との共生林」の区域	19
ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域	19
(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法	19
ア 水土保持林の区域における施業の方法	19
イ 森林と人との共生林の区域における施業の方法	22
ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域における施業の方法	23
7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	23
(1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方	23
(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	23
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	23
8 森林施業の合理化に関する事項	24
(1) 林業に従事する者の養成及び確保	24
(2) 林業機械の導入の促進	24
(3) 作業道等路網の整備	24
(4) 林産物の利用促進のための施設の整備	24
(5) その他必要な事項	24
9 森林の土地の保全に関する事項	25
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	25
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法	25
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	25
(4) その他必要な事項	25
10 保安施設に関する事項	25
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	25
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	25
(3) 実施すべき治山事業の数量	25
11 その他必要な事項	26
(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	26
(2) 森林の保護及び管理	26
(3) その他必要な事項	26

別表

別表1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積	27
別表2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	31
別表3 伐採立木材積	32
別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積	32
別表5 公益的機能別施業森林の区域	33

別表 6	開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	38
別表 7	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	39
別表 8	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	40
別表 9	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法	41
別表 10	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	42
別表 11	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	42
別表 12	治山事業の数量	43
別表 13	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	44

I 計画の大綱

1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置付け

(1) 位置及び面積

全国森林計画の神通・庄川広域流域に属する本計画区は、岐阜県の北部に位置し、高山市、飛騨市及び白川村の2市1村からなり、その区域面積は333千haで岐阜県全体1,062千haの31%を占めており、そのうち、国有林の対象とする森林の区域面積は118千haで上記2市1村全てに所在している。

計画区の北部は黒部五郎岳(2,840m)、白木峰(1,586m)等の稜線や宮川、境川等を挟んで富山県の神通川森林計画区及び庄川森林計画区とに接し、東部は乗鞍岳(3,026m)、槍ヶ岳(3,180m)等の稜線を挟んで長野県の中部山岳森林計画区に接している。

また、南部は川上岳(1,626m)、大平山(1,591m)等の稜線を挟んで飛騨川森林計画区に接し、西部は大日ヶ岳(1,709m)、鷲ヶ岳(1,672m)等の稜線を挟んで長良川森林計画区に接している。また、銚子ヶ峰から別山(2,399m)等の稜線を挟んで福井県に、別山、三方岩岳(1,736m)等の稜線を挟んで石川県に接している。

(2) 自然的背景

ア 気候

本計画区の気候は、総体的には日本海型気候であるが、南部ほど内陸性気候の傾向が強くなる。

平成20年の気象観測データによると、最高気温は36.0℃(神岡)に対し、最低気温は-22.4℃(六厩)、年平均気温は7.3℃(六厩)～11.3℃(高山)、年間降水量は1,428mm(高山)～1,960mm(六厩)、最深積雪量は40cm(高山)～146cm(白川)となっている。

イ 地形

地形は、東部と西部に急峻な飛騨山脈と白山山脈があり、両山脈に挟まれた飛騨高原は比較的傾斜の緩やかな地形となっている。また、中央部には日本でも珍しい高原盆地である高山盆地等が存在する。

水系は、川上岳(1,626m)を源とする宮川が計画区の東部を縦断し、富山県境で飛騨山脈を源とする高原川と合流して神通川となり富山湾に注いでいる。一方、鳥帽子岳(1,625m)付近を源とする庄川が計画区の西部を北流して富山湾に注いでいる。

ウ 地質

地質は、濃飛流紋岩類が南部から中央部を経て北西部に至る広い範囲に分布し、飛騨変成岩類及び船津花崗岩類が北部に、中・古生層及び高原火山岩類等が東部に分布している。また、手取層群が北東部及び南西部に見られる。

エ 土壌

土壌は、広い範囲に褐色森林土が分布し、標高の高い地域にはポドゾルが分布している。斜面下部から中腹にかけては適潤性褐色森林土（BD）及び適潤性褐色森林土（偏乾亜型）（BD（d））が、標高の低い地域の尾根筋には褐色森林土（BB）が見られ、標高の高い地域の尾根筋には乾性ポドゾル化土壌（PD）が、緩傾斜地や台地状地には湿性ポドゾル化土壌（PW）型が見られる。

（3）社会経済的背景

ア 交通

交通網は、岐阜県を縦断するJR高山本線と国道41号線及び高山市でこれと交差する国道158号線が軸となり、これにその他の国道及び主要地方道が密接に連結して地域の産業経済活動の基盤となっている。

また、東海北陸自動車道及び中部縦貫自動車道の安房トンネルの開通等交通網の整備拡充により都市部と山間部との時間的距離が短縮され、県内外から保健休養の場、登山等レクリエーションの場として森林の利用者が増加している。

イ 土地の利用状況

土地の利用状況は、総面積が県土面積の31%を占める333千haで、そのうち森林が308千ha（93%）、農地が7千ha（2%）、その他が17千ha（5%）となっている。

ウ 人口の動向

本計画区の人口は123千人であり、岐阜県の総人口2,089千人の6%となっている。人口密度は37人/k㎡で、岐阜県全体の197人/k㎡と比較した場合、約5分の1となっている。

人口動態は地域全体を見ると町村統合によりわずかに増加し、平成15年に比べ101%となっている。

宮・庄川森林計画区における人口等

単位：人

区分	岐阜県全体(A)	宮・庄川森林計画区(B)	比率 (B/A × 100)
人口総数	2,089,415	123,033	6%
人口密度	197人/k㎡	37人/k㎡	19%

注 人口総数は、岐阜県統計調査課「市町村別推計世帯数・人口（平成21年6月1日現在）」による。

エ 産業の概要

本計画区における農業産出額は227億円（平成20年）となっており、岐阜県全体の

18%を占めている。その内訳は、米 30 億円 (13%)、野菜 100 億円 (44%)、果実 11 億円 (5%)、花き 4 億円 (2%)、畜産 78 億円 (35%) 等となっている。農家数は 6,976 戸 (平成 17 年)、となっており岐阜県全体の 9%を占めている。

製造品出荷額等は 2,258 億円 (平成 20 年) となっており、岐阜県全体の 4%を占めている。事業所数は 331 所 (平成 20 年) となっており、岐阜県全体の 4%を占めている。

年間商品販売額は 2,549 億円 (平成 20 年) となっており、岐阜県全体の 5%を占めている。商店数は 2,275 店 (平成 20 年) となっており、岐阜県全体の 8%を占めている。また、産業別の就業者数は、第一次産業が 7 千人 (10%)、第二次産業が 19 千人 (28%)、第三次産業が 43 千人 (62%) となっている。なお、第一次産業のうち林業就業者は 239 人 (1%) となっている。

宮・庄川森林計画区における就業者数

単位：人

区分		岐阜県全体(A)		宮・庄川森林計画区(B)		比率 (B/A × 100)
就業者数		1,071,054	100%	68,616	100%	6%
産業別	第一次産業	39,662	4%	7,084	10%	18%
	第二次産業	372,018	35%	18,946	28%	5%
	第三次産業	652,924	61%	42,524	62%	7%

注 1 岐阜県森林・林業統計書 (平成 17 年度版) による。

2 就業者数には、分類不能の産業を含む。

(4) 森林計画区の位置付け

本計画区は、飛騨地方の北部に位置し、総面積は、333 千 ha と岐阜県全体の 31%を占め、県下では最大の計画区となっている。

本計画区の森林面積は、総面積の 93%に当たる 308 千 ha で、県下森林面積の 36%を占める森林率の高い地域であり、木材加工業をはじめ林業・林産業が地域の重要な産業となっており、林業の担い手問題等をはじめとする森林・林業及び木材産業の新たな展開が課題となっている。

本計画区の国有林の森林面積は 118 千haで、計画区全体の森林面積 308 千haの 38%を占め、そのほとんどが宮川、高原川、庄川など日本海に注ぐ主要河川の源流地域にあつて、国土保全及び水源かん養等の公益的機能の発揮に重要な役割を担っている。

また、山岳地帯を含む国有林は、優れた自然景観を有しており、国立公園 (中部山岳、白山) が 29 千 ha、県立公園 (奥飛騨数河流葉、宇津江四十八滝、位山、舟山、せせらぎ、天生) が 2 千 ha 指定されているほか、貴重な野生動植物種の保全及び野生鳥獣の保護のため、自然環境保全地域 1 千 ha 及び鳥獣保護区特別保護地区 3 千 ha が指定されているなど、自然環境の保全形成及び国民の保健休養の場の提供等にも重要な役割を果たしている。また、近年では御岳自然休養林、白山白川自然休養林等のレクリエーションの森等を利用したスキー、登山、ハイキング、トレッキングなど森

林を利用した森林スポーツの場としても多くの利用に供されてきている。

森林の現況は、標高の高い部分がブナ、ナラ等を主とした天然林が多く、比較的標高の低い部分がスギ、ヒノキ、カラマツを主とした人工林となっている。人・天別面積では、人工林が 36 千ha(36%)、天然林が 63 千ha(64%)で、天然林の比率が高い地域である。このほか、高山帯、荒廃地等が 19 千 ha ある。

人工林の樹種別面積割合では、スギが 30 %、ヒノキが29%、カラマツが 36 %、その他が 5 %となっている。人工林の齢級配置は、8 齢級から 12 齢級が多く、その面積は 27 千 ha と全体の 75 %を占めている。蓄積は、人工林 6,481 千m³、天然林 8,691 千m³となっている。

2 計画樹立に当たっての基本的考え方

新たな「森林・林業基本計画」では、水を育み国土を守る森林を緑の社会資本と位置づけ、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展を基本理念としている。

また、森林は二酸化炭素の吸収源・貯蔵源として重なる役割を果たしており、地球温暖化防止対策を推進するため京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月 28 日策定 平成 20 年 3 月 28 日全部改定）において定められた我が国の森林吸収量の目標である 1,300 万炭素トンの確保に向け、美しい森林づくり推進国民運動の取組目標である間伐等の森林整備の着実な実施や保安林等の適切な管理・保全等の推進が一層求められているとともに、すべての森林には多種多様な動植物や土壌生物が生息・生育しており、それらの生態系の保全に配慮した施業の実施を通じて多様な林齢の森林を造成すること等が生物多様性の保全につながることに十分留意する必要がある。

こうした森林・林業の目指す方向と社会的要請等に応えるため、重視すべき機能に応じた適切な森林の整備及び保全に努めるとともに、民有林と国有林とが協調して森林の整備や林業の活性化等に取り組む、いわゆる流域管理システムの確立を目指して、次の事項を推進することとする。

(1) 樹立方針

ア 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに局地的な集中豪雨の増加等の自然環境の変化にも考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全、保健文化又は木材等生産の各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた整備及び保全を行う観点から、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林

に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、

- (ア) 水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保持林」
- (イ) 生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」
- (ウ) 木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」

に区分することとし、

- (エ) 育成単層林における保育及び間伐等の積極的な推進
 - (オ) 広葉樹林化、針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備
 - (カ) 天然生林の的確な保全・管理等に加え保安林制度の適切な運用
 - (キ) 山地災害の防止対策及び森林病虫害、野生鳥獣被害等の防止対策の推進
- 等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

イ 森林整備及び保全の推進方向

アに定める森林整備及び保全の基本的な考え方を実現していくため、「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の3区分において森林の整備及び保全を推進し、それぞれ望ましい森林資源の姿に誘導するよう努めるものとする。

ウ 森林整備及び保全の重点事項

本計画区の国有林野は、北方に庄川流域の白山山系及び宮川・高原川流域の飛騨山系、南方は乗鞍・御岳山麓からなる飛騨川最上流域等に亘る岐阜県最大の計画区内のほぼ全域に点在又は集団的に分布・所在しており、また、奥部山岳地域は、地形が急峻で地質が脆弱であること及び地元高山市等の重要な水源となっていること等を踏まえ、国有林の98%が土砂流出防備保安林又は水源かん養保安林等の保安林に指定され山地災害の防止等公益的機能の確保に重要な役割を果たしている。

森林現況は、標高の低い地域ではスギ、ヒノキ、カラマツ等の人工林が多くを占め人工林率は36%となっており、その一方で標高の高い地域はブナ、ナラ及び亜高山帯等ではモミ、ツガ等の天然林が多くを占め天然林率は64%となっている。

一方、山岳地帯は優れた自然景観を有していることから中部山岳国立公園、白山国立公園等の自然公園に指定されているとともに、御岳自然休養林、白山白川自然休養林など比較的規模の大きいレクリエーションの森も配置されていることなどにより年間を通じてスキー、登山、ハイキング、自然観察など森林を利用したレクリエーションの場等としても多くの人々の利用に供されている。

このため、本計画区においては、自然環境に配慮しながら山地災害の防止や水源かん養及び保健文化機能等の公益的機能の維持・保全に重点を置いた森林施業を推進しつつ、人工林における保育及び間伐等の計画的な実施、天然力を活かした育成複層林及び針広混交林化の推進など多様な森林の整備・保全を積極的に推進するとともに、併せて民有林との連携に配慮しつつ機能区分に応じた健全で活力のある森林整備を推進することとする。

また、野生動植物の保護のための「白山山系緑の回廊」等の適正な森林管理、野生鳥獣被害対策の適正な実施及び国民の安全と安心を確保するための治山事業を計画的に推進することとする。

なお、森林の整備及び保全を進めるに当たっては、森林整備事業計画（平成21年4月24日 閣議決定）において特に重点的に取り組む目標として定められた「国民が安心して暮らせる社会の実現」、「森林と人とが共生する社会の実現」、「循環を基調とする社会の形成への寄与」、「活力ある地域社会形成への寄与」に留意する必要がある。

（2）林道及び治山施設の整備

ア 効率的な森林施業、森林の適切な保全管理等を実施するための基盤である林道については、民有林林道との連携はもとより、農山村地域の振興にも資する林道の整備を計画的に推進することとして、林道の開設量及び拡張量を計画量として定めた。

イ 安全で豊かな国土基盤の形成、水源のかん養及び生活環境の保全を図るため、治山施設の着実な整備に努めることとして、治山事業量を計画量として定めた。

II 計画事項

1 対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分	面 積	備 考
総 数	117,534.72	
市 町 村 別 内 訳	高 山 市	81,000.59 H 17.2.1（高山市）へ編入（旧丹生川村、旧清見村、旧荘川村、旧宮村、旧久々野町、旧朝日村、旧高根村、旧国府町、旧上宝村）
	小計	
	飛 驒 市	17,736.00
	小計	
	白 川 村	18,798.13
	小計	

注1 計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の国有林である。

2 森林計画図の縦覧場所は中部森林管理局、飛驒森林管理署とする。

3 備考欄の（ ）市は、対象とする森林の区域に該当しない市。

2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

森林の有する機能別の森林の所在及び面積については、別表1のとおり計画する。

(森林の有する機能)

ア 水源かん養機能

水資源を保持し渇水を緩和するとともに洪水流量等を調節する機能

イ 山地災害防止機能

自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能

ウ 生活環境保全機能

生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する機能

エ 保健文化機能

保健、文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全・形成する等の機能

オ 木材等生産機能

木材等森林で生産される資源を培養する機能

(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

ア 森林の整備及び保全の目標

森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標を次のとおり定める。

(ア) 水源かん養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

(イ) 山地災害防止機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

(ウ) 生活環境保全機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林

(エ) 保健文化機能

原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林又は身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

(オ) 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高く二酸化炭素の固定能力が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

なお、森林の有する機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないこ

とに留意する必要がある。

イ 森林整備及び保全の基本方針

上記アに定める森林の有する機能別の望ましい森林の姿を実現していくための森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針は次のとおりである。

(ア) 水土保持林

a ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林で、水源かん養機能の発揮を重視すべき森林

b 土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他災害の防備のための森林で山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林

これらの森林を「水土保持林」に区分し、災害に強い国土基盤を形成し、又は良質な水の安定供給を確保する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進するとともに、必要に応じて山地災害を防ぐ施設の整備を推進することとする。

具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育及び間伐等を促進するとともに、高齢級林分への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図ることとし、必要に応じて山地災害を防ぐ施設を整備することを基本とする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じて天然力を活用した育成複層林及び針広混交林施業に積極的に取り組むこととする。

また、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源のかん養や土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等に必要な谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

対象面積 おおむね 84 千 ha

(イ) 森林と人との共生林

a 国民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林で、風や霧等の自然的要因の影響及び騒音や粉塵等人為的要因の影響を緩和し、気温や湿度を調整する等地域の快適な生活環境の保全に資する等生活環境保全機能の発揮を重視すべき森林

b 地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林、優れた自然景観等を形成する森林、国民の保健・文化・教育的利用に適した森林等の保健文化機能の発揮を重視すべき森林

これらの森林を「森林と人との共生林」に区分し、生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた森林と人との共生を図る観点から、生活環境保全又は保健文化

機能の維持増進を特に図るための森林施業や森林の適切な保全を推進することとする。

具体的には、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められている機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や立地条件及び国民のニーズ等に応じて広葉樹の導入を図る施業などを取り入れつつ、生活環境の保全、保健・風致の保全等のため保安林の指定やその適切な管理、野生動植物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全等を推進することとする。

対象面積 おおむね 32 千 ha

(ウ) 資源の循環利用林

国民生活に不可欠であり、再生可能資源として重要性が高まりつつある木材等の林産物を、持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、木材等生産機能の発揮を重視する森林を「資源の循環利用林」に区分する。

本区分の森林については、木材需要の動向、地域の森林構成等を考慮のうえ、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。分収林にあつては、契約に基づき、形質の良好な木材を効率的に生産するとともに森林の健全性を確保し、適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとする。

対象面積 おおむね 1 千 ha

ウ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、別表2のとおり計画する。

3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項

ア 立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の伐採齢及び森林の構成等を勘案し次のとおりとする。

単位 林齢：年

森林計画区	樹種							備考
	スギ	ヒノキ	マツ類	カラマツ	その他針葉樹	ブナ	その他広葉樹	
宮・庄川	45	50	40	35	60	70	25	

イ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、2の(2)に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、公益的機能別施業森林の立木の伐採の標準的な方法は、6の(2)に定める「公益的機能別施業森林区域内における施業の方法」によるものとする。

(ア) 育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

a 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。

また、新生林分の保護、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

b 主伐の時期については、多様な木材需要、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図ることとし、生産目標等に応じた林齢で伐採することとする。樹種別、生産目標別の主伐の標準的な時期は、次表のとおりである。

単位：年

生産目標等	樹種			備考
	スギ	ヒノキ	カラマツ	
一般用材 皆伐	60	75	60	

(イ) 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立させることにより、森林の公益的機能の維持増進が期待される森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

主伐に当たっては、複層状態の森林に确实の誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。

また、立地条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状伐採の実施についても考慮することとする。

a 複層伐又は漸伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所分散等に配慮すること。伐採率は、複層伐では相対照度 35 %以上となるようおおむね 60 %以内とし、漸伐では 50 %以内とする。

b 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間によること。

c 天然更新を前提とする場合には、種子の結実や散布状況、天然稚幼樹の生育状況、母樹の保存等に配慮すること。

d 主伐の時期は、単木伐採にあつてはスギ 60 年（80 年）、ヒノキ 75 年（95）年とする。

なお、帯状又は群状伐採を行った場合の複層伐（後伐）の時期は、下層木がスギ 65 年、ヒノキ 75 年以上達してからとする。

(ウ) 天然生林施業

天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の公益的機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

a 主伐については、(イ)の主伐についての留意事項によることとする。

b 国土保全、自然環境の保全、種の保全等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

(エ) 保安林及び保安施設地区内における施業の方法

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）第 7 条の 2 に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

ウ その他必要な事項

(ア) 主伐を見合わせるべき立木の樹種ごとの年齢

主伐を見合わせるべき立木の樹種ごとの年齢は、主要樹種ごとに連年成長量が最大となる林齢を基準として、森林生産力が著しく阻害されない林齢を勘案し、次のとおりとする。

単位：年

森林計画区	樹 種							備 考
	スギ	ヒノキ	マツ類	カラマツ	その他針葉樹	ブナ	その他広葉樹	
宮・庄川	20	20	20	15	30	30	15	

注 ただし、次の森林は除く。

- a 森林保健機能増進計画に記載されている森林保健施設の位置に存する森林
- b 保安林、保安施設地区内の森林、森林法施行規則第7条の2各号に掲げる森林及び原生自然環境保全地域内の森林であって伐採について禁止され、又は伐採の年齢につき制限を受けているもの
- c 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分として(イ)で定める森林
- d 試験研究の目的に供している森林、その他これに準ずる森林

- (イ) 老齢林である等の理由により伐採を促進すべき林分
該当なし。

(2) 伐採立木材積

伐採立木材積については、別表3のとおり計画する。

4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項

ア 造林樹種

造林をすべき樹種は、適地適木を旨として、林地の気候、地形、土壌等の自然的条件、地域における経済的条件等を勘案し、選定することとする。

(ア) 人工造林をすべき樹種

人工造林における造林すべき樹種は、スギ、ヒノキ等の中から現地に適合した樹種を選定する。

(イ) 天然更新補助作業の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、高木性であり利用価値が高くなることが見込まれる次の有用天然木とする。

針葉樹－有用針葉樹

広葉樹－ブナ、ナラ類、クリ、ホオノキ、トチノキ、サワグルミ、ケヤキ、カンバ類、サクラ類、ミズメ、カツラ、センノキ、シナノキ、キハダ、カエデ類、ミズキ等

イ 造林の標準的な方法

森林の確実な更新を図ることを旨として、人工造林及び天然更新補助作業別に次により定めることとする。

(ア) 人工造林の植栽本数

人工造林の植栽本数は、スギ、ヒノキとも一般用材を生産目標とするところでは 2,500 ～ 3,000 本/ha を基準とし、複層林施業対象地は、スギ、ヒノキとも 1,500 ～ 2,000 本/ha とする。保安林等にあつて、別途定めのある場合はその定めによる。

(イ) その他の人工造林の標準的な植栽方法

a 地拵方法

(a) 地拵形態

地拵形態は、全刈筋置地拵を原則とする。

なお、植栽木が寒風害等の被害を受ける恐れがある箇所等については、筋刈筋置地拵等を併用する。

また、形質のよい有用天然木を努めて保残するほか、崩壊地の周辺等で林地の保全に留意する必要がある箇所については刈払いは行わない。

(b) 筋置きの方法

末木枝条及び刈払い物の筋置きの筋の方向については、保育作業等における作業効率を考慮して横筋（等高線方向）とする。

b 植栽時期

植栽時期は、苗木の活着率及びその後の成長等を考慮し、春植えとする。

c 植付方法

植える列は、保育作業等における作業効率を考慮して横列（等高線方向）とし、ヘクタール当たり植栽本数に見合う苗木間隔とする。

なお、苗木の取扱いについては、乾燥防止等に十分配慮し、苗木の衰弱防止に努める。

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法は、下層植生、立地条件、前生樹を勘案して、確実な更新を図るため、必要に応じて地表処理、刈出し、補助植え込み等を行うこととする。

a 地表処理

地表処理は、下層植生又は地床の堆積物等により種子の着床、発芽が阻害されている箇所について効率的に行うこととする。

下層植生がササ型の箇所については、林業用薬剤を効果的に使用してササの抑制を図ることとし、下層植生がかん木型の箇所については、刈払機等により筋刈りを行う。

また、立木や下層植生の落枝、落葉等が堆積して腐植層が厚く、種子の発芽、定着が困難な箇所については、土壌型にも配慮しつつ腐植層の掻きおこし・取り除き等の「地かき」を行うこととする。

地表処理を行う時期は、種子の豊作年を考慮するほか、努めて伐採前とする。

なお、母樹の保残状況が適切でなく、稚幼樹の発生が十分でない箇所については、必要に応じて「取り播き」を行うこととする。

b 刈出し

刈出しは、更新樹の生育に障害となっている植生を除去するため、植生の種類に応じて、林業用薬剤の散布又は刈払機等による刈払いを行う。

刈出しに当たっては、実施時期を失しないよう十分留意し、林内の下層植物現存量容積密度等を考慮して行うこととする。

c 補助植え込み

補助植え込みは、母樹の保残状況及び立地条件等により、一定期間を経過しても稚幼樹の発生、生育が十分でなく更新状況が均一でない箇所について、補助植え込みを行うことにより更新完了が見込まれる場合に、山引き苗等を利用して行う。

植え込み本数は、天然生稚幼樹の有無及びその配置状況等を勘案して決定することとする。

ウ その他必要な事項

(ア) 伐採跡地の更新すべき期間

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、人工造林を行う伐採跡地は原則として伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新させることとする。

- (イ) その他
育成複層林施業導入面積

単位 面積 : ha

区 分	面 積
総 数	1,963

- (2) 人工造林及び天然更新別の造林面積
人工造林及び天然更新別の造林面積については、別表4のとおり計画する。

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

- (1) 間伐及び保育に関する基本的事項

森林の立木の育成の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐本数の算出方法及び間伐木の選定方法を次のとおりとする。

ア 間伐の標準的な方法

- (ア) 間伐要否の判断は、基本的には密度管理図の収量比数によるが、当該林分の現況と収穫予想表との関連、林床植生の状態、枝の枯れ上がり程度及び形状比等についても考慮することとし、判断の基準はおおよそ次表による。

生産目標	樹種別の収量比数		
	スギ	ヒノキ	カラマツ
一般用材	0.70	0.70	0.65

- (イ) 間伐の開始時期は、林分がうっ閉し、林木相互間の競合が生じたときとし、繰り返し期間は、おおむね10年以上とする。
主伐予定の時期までの期間が10年に満たないときは間伐を行わない。
- (ウ) 間伐本数の算出に当たっての指標は、収穫予想表から誘導した基準本数表によることとし、間伐率は材積率でおおむね30%（法令等による制限がある場合は当該制限の範囲内）を目標とする。
- (エ) 間伐木の選定方法は定性間伐によるものとするが、間伐の促進と間伐木の有効利用を図るため、個体間の生長、形質の差が小さい箇所においては高性能林業機械を活用した効率的な列状間伐を実施するよう努める。
- (オ) 伐期に達した林分等で、以下のような林分については、高齢級間伐を検討する。

- a 収穫予想表程度以上の蓄積を有するが、過去の間伐が必ずしも十分でなかったため過密傾向で、期待径級に達していない林木が相当程度含まれている林分
- b 伐採順序から当分の間、主伐が行われない林分で、径級分布、林分密度、地位等から判断して間伐を実行すれば林分内容が向上すると考えられる林分

(カ) 沢沿の伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとする。

イ 保育の標準的な方法

(7) 育成単層林施業

下刈、つる切、除伐の標準的な方法は、以下を標準とし現地の実態に応じて適期適作業の実行により、林木の健全な生育を促進することとする。

a 保育実行標準表

地帯 区分	保 育 の 種 類	樹 種	実 施 林 齢 ・ 回 数																	
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
寡 雪 地 帯	下 刈	ス ギ	○	○	○	○	○													
		ヒノキ	○	○	○	○	○	○												
		カラマツ	○	○	○	○	○													
	つる切	ス ギ									○			○						
		ヒノキ									○			○						
		カラマツ									○			○						
	除 伐	ス ギ											○				←○→			
		ヒノキ											○				←○→			
		カラマツ											○							
多 雪 地 帯	下 刈	ス ギ	○	○	○	○	○	○												
		カラマツ	○	○	○	○	○	○												
	つる切	ス ギ									○				○					
		ヒノキ									←○→				←○→					
		カラマツ									○				○					
	除 伐	ス ギ											○					←○→		
		ヒノキ											←○→					←○→		
		カラマツ											○					←○→		

(注) この標準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、立地条件、植栽木の生育状況等現地の実態に即して効果的な作業時期、回数、方法等を十分検討の上適切に実行するものとする。

b 保育適期標準表

地帯区分	作業種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
寡雪地帯	下刈			←→									
	つる切			←→									
	除伐	←											→
多雪地帯	下刈			←→									
	つる切			←→									
	除伐	←											→

- (注) 1 この標準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては、現地の実態、立地条件等に即して行う。
 2 ー線は適期、←→線は許容期間を示す。

c 作業方法

(a) 下刈

下刈方法は、全刈を原則とし、獣害等が予想される箇所については坪刈を併用して行う。

下刈終了の目安は、植栽木の大部分が周辺の植生高を脱し、植栽木の生育に支障がないと認められる時点とする。

(b) つる切

つる類は地際から切断する。

また、薬剤処理により枯殺又は再生を抑制する場合は、処理時期及び方法を適正に選択し効果的に行う。

(c) 除伐

植栽木の生育を阻害する天然木及び形質不良な植栽木を伐採して、確実な成林を図るため適期に実施する。実施に当たっては、植栽木の生育状況を十分見きわめるとともに、自生してきた有用天然木の生育を図り混交林とするなど、現地の実態に応じて適切に実施する。また、急激な環境の変化による気象害等に十分留意する。

(イ) 育成複層林施業

育成単層林施業の標準的な方法に準じて、現地の実態を勘案し必要に応じて実施する。

(2) 間伐立木材積

間伐立木材積については、別表3のとおり計画する。

6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

森林の公益的機能の維持増進を特に図るため、地形、地質、土壌等の自然的条件及び林道の整備状況等を勘察し、水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能といった公益的機能が高い森林を公益的機能別施業森林とし、複層林施業又は長伐期施業等を積極的に推進する。

(1) 公益的機能別施業森林の区域

ア 「水土保全林」の区域

水土保全林の区域については、別表5（5-1）のとおり定める。

イ 「森林と人との共生林」の区域

森林と人との共生林の区域については、別表5（5-2）のとおり定める。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域

伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域については、別表5（5-3）のとおり定める。

(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

ア 水土保全林の区域における施業の方法

水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るため、伐採面積の縮小・分散及び伐期の長期化を図る。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を計画的に推進するほか、育成単層林施業にあつては、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齢の長期化を図ることとする。

また、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽や複層状態の森林への誘導に当たっては、積極的に広葉樹の導入を図り、針広混交林化を推進する。

なお、天然力を活用することによって、的確な更新が図られると認められる林分については、育成複層林施業、天然生林施業によることとする。

(ア) 育成単層林施業の方法

- a 主伐を行う標準的な時期は、3（1）イ「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」に定める主伐の標準的な時期による。長伐期施業においては、スギ 120 年、ヒノキ 150 年、カラマツ 100 年とする。ただし、公有林野等官行造林地及び分収林については、契約による伐期の林齢とする。

- b 伐採箇所は努めて分散させモザイク的な配置に努める。新生林分に接続して主伐を行う場合は、その林分がおおむねうっ閉した後とする。
- c 一伐採箇所の面積は、原則としておおむね 5ha 以下（法令等による伐採面積の上限が 5ha 未満の場合にあつては当該制限の範囲内）とする。
また、沢沿いなど土砂の流入が生じやすい箇所については広葉樹の保残に留意する。
- d 新生林分の保護、公益的機能の確保等のため、尾根、斜面中腹、溪流沿い、林道の沿線等を主体として保護樹帯を必要な箇所に設けるものとする。
- e 更新は、4（1）に定める「造林に関する基本的事項」に従って実施する。
- f 下刈、つる切、除伐等の保育は、5（1）イに定める「保育の標準的な方法」に従って実施する。
- g 間伐は、5（1）アに定める「間伐の標準的な方法」に従って実施する。

(イ) 育成複層林施業〔複層伐実施タイプ〕の方法

- a 最初の複層伐を行う時期は、3（1）イ「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」に定める主伐の標準的な時期による。上層木の最終伐採は、単木伐採方法においては下層木の林齢が 20 年に達してからを目安とし、帯状及び群状伐採方法における残存区の伐採時期は、原則として植栽した下層木が、スギについては 60 年、ヒノキについては 75 年、カラマツについては 60 年に達したときとする。
- b 一箇所当たりの伐採面積は、原則としておおむね 5ha 以下（法令等による伐採面積の制限がある場合にあつては当該制限の範囲内とする）とする。
- c 単木伐採方法による場合の上層木の伐採率は、下層の植栽木の成長を確保するため、林内の相対照度が 35 %以上となるようにおおむね 60 %を基本とする。
帯状及び群状伐採方法を実施する場合の伐採率は 50 %以内とする。
- d 下層木（樹下植栽木）の生育状況及び上層木の成長、枝張り状況等を見ながら、下層木の成長を確保する見地から、林内の相対照度が 20 %程度以上となる環境を保持するよう受光伐を実施する。
- e 更新は、4（1）に定める「造林に関する基本的事項」によるほか、植栽本数は、地位、地利等の立地条件、植栽木とともに生育させる有用天然木の稚樹の発生状況等現地の状況を勘案して決定する。

- f 保育は、4（1）に定める「造林に関する基本的事項」によるが、単木伐採方法を実施する場合は、植栽木等の生育の障害等現地の状況を勘案して、確実な成林を図るため必要に応じて実施する。
- g 間伐は、育成単層林施業の方法に準じて実施し、複層伐により林分を急激に疎開すると風害、雪害等の被害を被るおそれがある林分については、林木肥大成長を促し形状比を引き下げするための間伐を複層伐の前に確実に実施する。
- (ウ) 育成複層林施業〔漸伐実施タイプ〕の方法
- a 主伐の標準的な時期は、人工林においては80年、天然林においては180年～200年とする。
- b 一箇所当たりの伐採面積は、おおむね5ha以下（法令等による伐採面積の上限が5ha未満の場合にあっては当該制限の範囲内）とする。
- c 伐採箇所は努めて分散させる。新生林分に接続して漸伐を行う場合は、その林分がおおむねうっ閉した後とする。
- d 伐採率は林分の状況に応じ、天然更新がより確実になるよう、また、伐採跡地が裸地化しないよう、残存させる中小径木の配置等を考慮して決定することとし、50%以内で天然更新の難易度に応じて調整する。
- e 更新は、4（1）イに定める「造林の標準的な方法」に従って実施する。
- f 保育作業は、現地の実態を十分把握しながら必要に応じて実施する。
- (エ) 天然生林施業の方法
- 天然生林施業における伐採は、択伐によって確実な天然下種更新が期待できる林分を対象に行う。
- a 新生林分の保護等のために必要な保護樹帯の維持造成を目的とする林分
伐採は隣接林分の主伐又は間伐を行うときに針葉樹及び大径の広葉樹を中心に択伐を行うこととし、広葉樹を主体とする林分に仕立てる。
更新は原則として天然下種更新第2類とする。
- b 森林の公益的機能の確保のため林分構造の改良を図るべき箇所について成長の衰退した立木等を対象として択伐を行う。
更新は原則として天然下種更新第2類とする。

イ 森林と人との共生林の区域における施業の方法

生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進する。

具体的には、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生生物の生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を図ることとする。

また、森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動の場、野生鳥獣との共存の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林施業の推進等に努める。さらに、森林レクリエーション施設と一体となった快適な森林空間を創出する。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林については、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、樹種の選定や立木の密度等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

(7) 自然環境の保全を最も重視すべき森林の施業

a 施業方法は、森林の現況を維持するため原則として天然生林施業とする。

ただし、現在育成複層林施業を行っている林分では当面この施業を継続する。

b 伐採その他森林の現状を変更する行為は、学術研究その他公益上の理由により必要と認められる場合、人工林において林分維持のため間伐を行う場合等特別な場合を除き行わない。

c 更新は原則として天然更新によるものとし、必要な場合は更新補助作業、保育を行う。

(イ) 森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動の場として利用される森林の施業

個々の国有林野の利用形態、森林の現況等に応じた多様な森林を維持・造成するため、「自然公園法」等の法的制限、現実的林況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等を踏まえ、想定される利用形態をも勘案して適切な施業方法を選択する。

a 天然林については、原則として天然生林施業とする。

b 人工林については原則として育成複層林施業を行い天然林に誘導する。

ただし、人工林としての美的景観を確保する必要がある林分、人工林施業に

よる林業生産活動についてのモデルとする林分又は体験林業の場とする林分、立地条件や周囲に母樹となる天然木等がなく天然更新が困難と思われる林分等育成複層林施業によることが困難な場合は、景観に配慮しながら伐区を設定し、小面積の皆伐・新植を行う育成単層林施業を行う。

- c 伐採、更新、保育は、6（2）ア「水土保持林の区域における施業の方法」に準じて行う。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域における施業の方法
該当なし。

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

（1）林道の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の整備については、2（2）アに定める森林整備及び保全の目標の実現を図るため、林道網の骨格となる林道及び、森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な改良を促進することとする。

なお、育成単層林施業及び育成複層林施業の対象地にあつては、林道と継続的な使用に供する作業道等の適切な組み合わせによる低コスト林内路網の整備を推進するとともに、路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの普及及び定着に努めることとする。

（2）開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等については、別表6のとおり計画する。

（3）更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし。

8 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保

本計画区における林業事業体は、小規模な事業体が多く、また、現場従業員の年齢構成でも50歳以上が6割を占め依然として高齢化の傾向にある。

このような状況の中、流域管理システムの確立を図る上で経営体質の強い林業事業体の育成が重要な課題であり、県が策定する「岐阜県森林づくり基本計画」に定める技術者及び担い手の育成、高性能林業機械の導入等に関する施策への協力や、市町村森林管理委員会など各種会議への積極的な参画を通じ、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、雇用の安定、労働条件の向上及び定住条件の整備に資する事業の安定的・計画的な発注に努めることとする。

また、森林施業の多様化に対応しうる事業実行体制の確立に向けた指導等により、林業事業体の経営体質の強化を図り、これを通じ、優れた林業労働者の確保・育成に努めることとする。

(2) 林業機械の導入の促進

林業生産性の向上及び労働強度を軽減し、林業労働者の確保を図るため、高性能林業機械化促進基本方針等に定められている高性能林業機械作業システムの構築に向けた取組が重要である。

このため、高性能林業機械の効率的な使用及び高性能林業機械を活用した搬出システムの構築に併せ、オペレーターの養成、高性能林業機械による作業を考慮した路網整備等低コスト林業の推進の普及・定着に積極的に取り組むこととする。

(3) 作業道等路網の整備

作業道等路網の整備に当たっては、民有林の計画との連携を図り、効率的な森林施業の実施に努めることとする。

また、高性能林業機械等を用いた低コストで効率的な作業システムに対応し得るよう、効果的な路網の整備にも努めることとする。

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備

木材流通の現況、民有林における人工林資源の成熟化の進展等を踏まえ、関係者一体となった流通・加工体制の整備を推進するため、木材の計画的・安定的な供給に努めるとともに、公共施設の木造化、内装材の木質化、土木事業への活用及び木質バイオマス利用等の取り組みに対し、積極的な協力を努めることとする。

(5) その他必要な事項

地域の林業技術の向上に寄与するため、試験地等における技術情報の発信及び民有林の林業関係者等の研修の場として積極的な提供に努めることとする。

9 森林の土地の保全に関する事項

- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、別表8のとおり定める。
- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法
森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法については、別表9のとおり定める。
- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項
土砂の切り取り、盛土等土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分留意するとともに、気象・地形・地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的・内容等を総合的に勘案し、実施区域の選定を適切に行うこととする。
また、土砂の切り取り、盛土を行う場合には、法面勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工・土留工等の防災施設、水の適切な処理のための排水施設の設置及び環境保全等のための森林の適正な配置等、適切な対策を講じることとする。
その他の土地の形質変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講じることとする。
- (4) その他必要な事項
異常気象に起因して流木等による災害の拡大を防止するため県との連絡調整を図り災害の防止に努めることとする。

10 保安施設に関する事項

- (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
保安林として管理すべき森林の種類別面積等については、保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積、計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等並びに計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積を別表10のとおり定める。
- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等については、別表11のとおり定める。
- (3) 実施すべき治山事業の数量
治山事業の数量については、別表12のとおり計画する。

11 その他必要な事項

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、別表13のとおり定める。

(2) 森林の保護及び管理

ア 森林の保護及び管理の方針

森林の保護及び管理については各種被害に対する予防に重点を置き、各種被害の早期発見に努め、適確な防除対策を講じて健全な林分の育成に努める。

(ア) 森林病虫獣害については、予防と早期発見に努め、被害の種類に対応する防除措置を講ずることとする。

近年、カシノナガキクイムシによる被害が発生していることから、被害状況の把握に努め、関係機関と連携しながら防除対策を検討する。

(イ) 気象害については、過去の被害発生状況、気象条件、地形等現地の実態に応じた適切な施業方法等を選択することにより、被害の未然防止に努めることとする。

(ウ) 本計画区の国有林は、優れた自然景観を有し、登山、ハイキング、スキー等といった野外レクリエーションの場として多くの利用者があることから、高山植物をはじめとする貴重な野生動植物種の保護、山火事の防止、樹木・土石等の盗採掘防止等が重要である。このため森林の巡視及び森林保護についての啓発普及に重点を置き、関係機関との密接な連携を図りながら高山植物等盗採掘の未然防止に努めることとする。

イ 森林の巡視に関する事項

前記アの諸被害が発生するおそれがある地域については、過去の被害状況、利用者の動向、被害の発生時期、気象条件等を踏まえて森林の巡視を行い、諸被害の未然防止、早期発見等に努めることとする。

ウ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

森林の保護についての啓発普及を図るため、利用者の動向、道路の整備状況及び過去の被害状況等を踏まえ、関係市町村等と連携しつつ、保護標識等の適切な配置に努めるとともに、保護管理上必要な歩道等についても計画的な整備に努めることとする。

(3) その他必要な事項

ア 森林整備への多様な主体の参加

フィールドの提供等により、ボランティア団体、NPO等による自主的な森林整備活動の推進に取り組む。

別表1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

単位 面積：ha

区 分		森林の機能区分	森林の所在（林班）	面 積
総 数		水源かん養		114,967.20
		山地災害防止		96,725.38
		保 健 文 化		39,844.18
		木材等生産		14,106.13
市 町 村 別 内 訳	高 山 市	水源かん養	1~49,53~80,82~120,1001~1081, 1084,1086~1207,1219~1295,1300, 1304,2031~2036,2069~2236,2269, 2270,3001~3003,3006~3112,3228~ 3234,4100~4215, 高山市・久官造 1,高山市・朝官造 1~3,国府町官造 1,坂下官行造林組合 官造 1,上谷信夫官造 1,新井久清官 造 1・2,新淵官行造林組合官造 1, 森山護官造 1,神田清栄官造 1,倉谷 章官造 1,荘川村官造 3・4,大坪正一 官造 1・2,直井外 1 名官造 1,道上外 1 名官造 1,北村彌三郎官造 1,野首剛 官造 1・2,了宗寺官造 1	78,835.12
		山地災害防止	1~4,6,7,9~11,15~17,19~29,32,35~3 7,39,42,45~47,49,50,55~59,61~66,6 9~72,76,77,80~120,1001,1003,1005 ~1013,1017~1043,1045~1061,1063, 1065~1107,1109~1115,1117~1143, 1145~1150,1156,1157,1160,1161, 1163~1167,1169~1202,1206~1218, 1220~1222,1224,1226~1239,1241~ 1271,1273~1300,1304,2031~2036, 2069~2147,2149~2223,2225~2236, 2269,2270,3001~3003,3006~3014, 3017,3018,3021,3022,3036,3048~ 3054,3056,3057,3061~3063,3068, 3073~3112,3230~3234,4100~4105, 4107~4120,4122,4124~4136,4138~ 4146,4149,4150,4152~4215, 伊藤伸一官造 1,高山市・久官造 1, 高山市・朝官造 3,上谷信夫官造 1, 新淵官行造林組合 1,神田清栄官造 1	64,428.50

単位 面積 : ha

区 分		森林の機能区分	森林の所在 (林班)	面 積
市 町 村 別 内 訳	高 山 市	山地災害防止	荘川村官造 3・4,直井外 1 名官造 1, 野首剛官造 1・2,了宗寺官造 1	
		保 健 文 化	2,36,50,60,61,63~65,69,70,74,75,78, 79,100~120,1009,1012,1013,1023~ 1025,1028~1030,1054~1057,1086~ 1091,1101~1104,1110~1112,1117~ 1125,1130~1135,1137,1138,1140, 1142,1143,1184~1192,1194~1202, 1230,1231,1237~1239,1241~1248, 1250~1254,1294,1295,1297,1299, 1300,1304,2035,2036,2069,2074~ 2079,2081~2090,2095~2097,2100, 2101,2103~2105,2108~2117,2138~ 2140,2152,2153,2155~2159,2164~ 2198,3083~3085,3087,3230~3234, 4122,4137~4140,4165,4170,4174, 4175,4177~4179,4183,4184,4188~ 4197, 坂下官行造林組合官造 1, 道上外 1 名官造 1	25,910.20
	木 材 等 生 産	2~5,8~13,15~62,64,66~90,1041, 1045~1049,1061,1065,1072,1076~ 1079,1081,1098,1114,1115,1027~ 1129,1160~1164,1168,1181,1204~ 1208,1210~1218,1223,1224,1228, 1229,1232~1236,1240,1256,1267~ 1275,1277~1279,1281~1288,1290~ 1298,1300,1304,2031~2034,2124~ 2130,2133~2135,2137,2138,2142~ 2146,2221~2229,2231~2236,3001~ 3003,3006~3020,3022~3024,3026, 3027,3030~3039,3041~3046,3049~ 3055,3058~3060,3062,3064~3067, 3069,3072,3075,3095,3228~3230, 3234,4102~4106,4109~4111,4113, 4114,4118,4119,4121~4124,4131~ 4139,4141~4150,4152~4156,4160, 4161,	12,856.20	

単位 面積 : ha

区 分		森林の機能区分	森林の所在 (林班)	面 積	
市	高 山 市	木材等生産	伊藤伸一官造 1,高山市・久官造 1,高山市・朝官造 1~3,国府町官造 1,坂下官行造林組合官造 1,上谷信夫官造 1,新井久清官造 1・2,新渕官行造林組合官造 1,森山護官造 1,神田清栄官造 1,倉谷章官造 1,荘川村官造 3・4,大坪正一官造 1・2,直井外 1名官造 1,的場勇男官造 1,道上外 1名官造 1,北村彌三郎官造 1,野首剛官造 1・2,了宗寺官造 1		
	町	飛 驒 市	水源かん養	2002~2027,2030,2037~2068,2237,2239~2268,3113~3206,3210~3227,3235, 羽根区官造 4・5,下稲越区官造 12~14・17,河合町官造 18・19,河合町新名官造 1,角川区官造 1・2,宮川村官造 1~4,元田区官造 6・8,古川笹ヶ洞官造 8,古川町官造 5~7・10・12,黒内自治会官造 4,笹ヶ洞区官造 1,上稲越区官造 15・16,上野地縁官造 13,信包区官造 3,新名区官造 9~11,谷自治会官造 1・2,天生区官造 7,保木林区官造 3	17,333.95
村	別	内	山地災害防止	2001~2008,2010~2015,2017~2023,2025~2028,2030,2037,2039~2068,2237~2243,2245,2248,2251~2268,3113~3143,3148~3157,3160~3187,3189~3192,3195,3196,3198~3211,3215,3216,3218~3220,3223,3225~3227,3235, 羽根区官造 4・5,下稲越区官造 12~14・17,河合町官造 18・19,河合町新名官造 1,角川区官造 1,宮川村官造 1~4,元田区官造 6・8,古川笹ヶ洞官造 8,古川町官造 5~7・9・10~12,黒内自治会官造 4,上稲越区官造 15・16,上野地縁官造 13,信包区官造 3,新名区官造 9~11	13,498.75
			沢		

単位 面積：ha

区 分	森林の機能区分	森林の所在（林班）	面 積	
市 町 村 別 内 訳	飛 驒 市	山地災害防止	神岡町官造 3,谷自治会官造 1・2,天生区官造 7	
		保 健 文 化	2037~2045,2050~2055,2057,2066~2068,3125~3127,3134~3136,3148,3149,3155~3159,3187,3188,3192~3194,3214,3216,3217,3224,宮川区官造 2~4	2,942.72
		木 材 等 生 産	2006,2017~2021,2030,2044,2239,2240,2242~2246,3149,3214,3226,羽根区官造 4・5,下稲越区官造 12~14・17,河合町官造 18・19,河合町新名官造 1,角川区官造 1・2,宮川村官造 1~4,元田区官造 6・8,古川笹ヶ洞官造 8,古川町官造 5~7・9~12,黒内自治会官造 4,笹ヶ洞区官造 1,上稲越区官造 15・16,上野地縁官造 13,信包区官造 3,新名区官造 9~11,谷自治会官造 1・2,天生区官造 7,保木林区官造 3	1,249.93
	白 川 村	水 源 かん 養	4300~4382	18,798.13
		山 地 災 害 防 止	4300~4382	18,798.13
		保 健 文 化	4304~4307,4309,4310,4313,4334~4336,4339,4344~4360,4362,4366~4380	10,991.26

注1 森林の機能区分とは、森林の有する諸機能を水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能、木材等生産機能の5機能に包括区分したものであり、それぞれの機能については3段階の評価区分（H高、M中、L低）を行っている。

2 木材等生産機能は評価区分がH及びMの箇所を、それ以外の機能についてはHの箇所を記載している。なお、各機能は重複している場合がある。

別表2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末	参 考 (現況)		
				水 土	共 生	循 環
面 積	育成単層林	35,845	33,505	34,218	1,004	623
	育成複層林	5,913	7,876	5,489	415	9
	天然生林	57,021	56,662	39,705	17,155	161
森林蓄積 (m ³ /ha)		154	169	—	—	—
林道整備率 (%)		53	53	—	—	—

注1 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおりである。

- (1) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{*1}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）
- (2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐^{*2}等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層^{*3}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）
- (3) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

2 参考（現況）の「水土」は水土保持林、「共生」は森林と人との共生林、「循環」は資源の循環利用林を指す。

^{*1} 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈り払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

^{*2} 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

^{*3} 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

3 林道整備率とは、国有林林道全体計画に対する林道延長の比率である。

別表3 伐採立木材積

単位 材積：千 m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	(199)	(197)	(2)	(176)	(174)	(2)	(23)	(23)	(0)
	1,248	924	324	301	238	63	947	686	261

注 () は、公有林野等官行造林地で内書である。

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	429	3,061

別表5 公益的機能別施業森林の区域

5-1 「水土保持林」の区域

単位 面積：ha

区 分		森林の区域（林小班）	面積
総 数			84,002.86
市	高 山 市	1,2,3 い・ろ・は～よ・イ,4,5 い・ろ・は・に～ち・イ,6,7,8 い・ろ・は・に～か,9 い・ろ・は～ほ,10~14,15 ろ～ぬ,16 い・ろ・に,17 い～ち・り・ぬ～な,18,19,20 い～と・ち・り・ぬ～く,21,22 ろ,に～へ・イ,23~27,28 い・は～る・か～ら,29 い～と・り・ぬ・わ～ら,30~35,36 い～へ・ち・り・た～そ,37~40,41 い・ろ・は・に,42 い・ろ～と・り・イ,43 い～ほ・と～よ・イ～ハ,44 い・ろ・は～へ,45~47,48 い・ろ・は・に～よ,49,50,51 い～う・お～ま,52 い～に・へ・と,53~63,64 い・は～お・イ,65~68,69	60.786.94
	町	い・ろ・へ～る・か～ね・イ,70 い～へ,71~73,74 い～は,75 い・ろ,76,77 い～は・に～と,78 い・ろ・に・ち・ぬ・る・よ～な,79 い～れ・つ・ね,80 い・ろ・に～へ・イ,81 い・ろ・は～つ,82~99,102 い～は,103,110 ろ・は,111	
村		ろ,113,118,119,1005~1040,1041 い・ろ・は・に～と,1042~1059,1060 い・ろ～ね,1061~1088,1089 い～り,1090~1100,1101 い～ぬ・ロ・ハ,1102 い～り,1103 い・ろ,1104,1105,1106 い・ろ・に～さ・ゆ～ひ・イ,1107,1108 い～ち・ぬ,1109 い・は・イ,1110~1121,1122	
	別	い,1123~1131,1133~1136,1137 い・は・に,1138,1139,1140 い,1141 い・ろ,1142 い・は～わ,1143 い・は～る,1144~1159,1160 い・ろ・は,1161~1163,1164 い・ろ・は～わ,1165~1183,1190 い・ぬ～か,1192 い・ろ・ち,1193,1203~1214,1215 い・ろ・は,1216 い～は・に・ほ～た,1217 い・ろ～と,1218,1219,1220 い・ろ,1221,1222,1223 い,1224~1227,1228 い・ろ・は～ぬ,1229,1230 ろ～ぬ,1231 ろ～に,1232~1236,1240,1249 い～ぬ,1255~1261,1264~1266,1267 ろ～り・る～む・イ,1268~1276,1277 い・ろ・は～ち・イ,1278 い・ろ,1279~1282,1283 い・ろ・は,1284 い,1285 い,1286~1290,1291 い・ろ～か,1292,1293,1294 は～ほ・わ・か,1295 ろ・は,1296,1297 い～と・ぬ～れ,1298 い・ろ～へ・と・ち～よ,1299 い～り・わ・か,1300 い～よ・れ,1304,2031~2034,2035 い・ろ・に,2036 い～に,と～り,2069 い～は,2070~2073,2074 い・ろ・イ,2075 い～は・るわ,2076 い～は,2077 い～ほ・ち・り,2078 い～に・と～り	
内	訳		

単位 面積 : ha

区分	森林の区域（林小班）	面積	
市 町 村 別 内 訳	高山市	伊藤伸一官造 1,国府町官造 1,坂下官行造林組合官造 1,新 渕官行造林組合官造 1,神田清栄官造 1,禅通寺官造 1,倉谷 章官造 1,荘川村官造 3・4,大坪正一官造 1・2,道上外 1 名 官造 1,北村彌三郎官造 1,野首剛官造 1・2,了宗寺官造 1	
	飛驒市	2001~2016,2017 い・ろ~た,2018,2019 い・ろ~な・イ ,2020,2021 い~る・わ~な,2022~2028,2030,2037 ろ・は ・ほ~た,2039 い・ろ・ほ~う,2040 い・ろ・に~り・わ ~れ,2041 い・は,2042 い~ろ・は・ほ~ち・り,2043 い・ は~ち,2044 い・ろ,2045 い・ろ・ほ,2046~2049,2050 に ~へ・ち・り,2051 い~か・そ~む・イ,2052 い~ぬ・か ~れ,2053 い・に~ち,2054 い,2055 い~は・ほ~ぬ ,2056,2057 い,2058~2065,2066 い~は・ロ,2067 い~は ,2068 い~は,2237~2241,2242 い~ろ・は・に~と・ち・ り~る,2243,2244,2245 い~と・ち・り~つ・ね・な~む ,2246~2268,3113~3124,3125 い,3126 ろ,3128~3148,3149 ろ~へ,3150~3154,3155 い~に・へ・と,3156 い~は・ほ ,3157 い・ろ・に~の,3160~3186,3187 い・は~か・ロ ,3189~3191,3192 ろ~と,3195~3209,3210 い~な ,3211,3212 い~る・わ・イ・ロ,3213 い~ほ,3214 い~ち ・た・れ・ら,3215 い,3216 い,3218 い~ほ,3219 い~ほ ,3220 い~に・ち・り,3221 い~る・わ~つ ,3222,3225,3226 い~ぬ・る・わ~ら,3227,3235 羽根区官造 4・5 下稲越区官造 12~14・17,河合町官造 18 ・19,河合町新名官造 1,角川区官造 1・2,宮川村官造 1~4, 元田区官造 6・8,古川笹ヶ洞官造 8,古川町官造 5~7・ 9~12,黒内自治会官造 4,笹ヶ洞区官造 1,上稲越区官造 15・ 16,上野地縁官造 13,信包区官造 3,新名区官造 9~11,神岡町 官造 3,谷自治会官造 1・2,天生区官造 7,保木林区官造 3	15,229.40
	白川村	4300~4303,4304 い・ろ・に~と・り~よ,4305 い~は・ ち・ぬ・る・か~そ・ね・む~ま・え・あ~き,4306 ろ・ は・り・ぬ・か~た・そ・ね~ら・お・イ,4307 ほ・へ・ ち~か・た~つ,4308,4309 い~ほ・ち・り,4310 ろ~に・ へ・と,4311,4312,4313 ろ,4313 ろ,4314~4333,4336 ろ~り ・る~た,4337 い~れ,4338,4361~4364,4365 い・は・イ ,4372 い・イ,4373,4374 い~に・イ,4375 ロ,4377 い・イ ,4378 い・イ,4379 い・イ,4380 い・ろ・イ・ロ,4381,4382	7,986.52

注 全小班が該当している林班は、林班名のみ記載。

5-2 「森林と人との共生林」の区域

単位 面積：ha

区 分		森林の区域（林小班）	面 積
総 数			32,341.51
市 町 村 別 内 訳	高 山 市	36 と・ぬ～よ・つ,64 ろ,69 は～ほ・わ,70 と・ち,74 に ・ほ,75 は,78 は・ほ～と・り・わ・か・ら,79 そ ,100,101,102 に,104～109,110 い・イ,111 い ,112,114～117,120,1089 イ,1101 イ,1102 イ,1103 イ・ロ ,1122 イ・ロ,1132,1137 ろ,1140 ろ,1141 は・に,1142 ろ ,1143 ろ,1184～1189,1190 ろ～り・よ～れ・イ,1191,1192 は～と,1194～1201,1202 い～に,1230 い,1231 い ,1237～1239,1241～1248,1250～1254,1294 い・ろ・へ～る ,1295 い,1297 ち・り,1298 り,1299 ぬ・る,1300 た,2035 は,2036 ほ・へ・ぬ,2069 に,2074 は・に,2075 に～ぬ ,2076 に,2077 へ・と,2078 ほ・へ,2079 へ・ぬ～わ・よ ,2080～2100,2101 ち,2103 は・イ・ロ,2104 ろ・イ,2105 に・イ,2108 ほ,2109 は・ほ・へ,2110 と・ち,2111 い・ ろ,2112 い・は・ほ・へ,2113 い,2114 い,2115 い,2116 い,2117 い・は・に,2139 い・イ,2153 イ,2155 イ,2156 イ ・ロ,2166 ろ～に,2167,2168 ろ～と・イ,2169 ろ～と・ イ,2070,2171 は・に,2172 ろ～ぬ・わ～よ・そ～な,2173 ろ～へ,2175 ろ,2176,2177 は,2178 ろ・イ,2179 ろ・へ・ イ,2180 い・イ,2181,2183 ろ,2184 ろ,2185 ろ,2186 ロ ,2187 イ,2189 い,2190 イ・ロ,2191 イ・ロ ,2192,2193,2195 は・と～り・る,2196 は～ほ,2197 イ ,3083 ろ,3084,3085 ろ・は・イ・ロ,3087 ろ・イ,4122 ほ ,4137 た,4165 へ・た・れ・つ,4170 り・る・イ,4174 は ・イ,4175 は・イ 4177 は・イ,4178 ろ・は・イ,4179 は ・イ,4183 イ,4184 イ,4188 イ,4189 イ,4190 イ,4191 は・ イ,4192 イ,4193 イ,4194,4195 は・イ,4196 は・イ,4197 イ	19,064.45
	飛 驒 市	2037 い・に,2038,2039 は・に,2040 は・ぬ・る,2041 ろ ,2042 に,2043 ろ,2044 は・に,2045 は・に,2050 い～は・ と,2051 よ・た・れ,2052 ろ・わ,2053 ろ・は・イ,2054 ろ～へ・イ・ロ,2055 に・イ,2057 ろ・は・イ,2066 に・ イ,2067 に・イ,2068 に・イ,3125 ろ・イ,3126 い・イ ,3127,3155 ほ,3156 に,3157 は,3158,3159,3187 ろ・イ ,3188 い・イ,3192 い・イ～ハ,3193,3194,3214 り～よ・ そ～な,3215 ろ,3216 ろ,3217 い・ろ,3220 ほ～と ,3223,3224	2,465.45

単位 面積 : ha

区 分	森林の区域（林小班）	面 積
白 川 村	4304 は・ち・た～ね,4305 に～と・り・わ・つ・な・ら ・や・け～こ・て,4306 い・に～ち・る・わ・れ・つ・ む～の・く～こ,4307 い～に・と・よ,4309 へ・と,4310 い・ほ,4313 い,4334,4335,4336 い・ぬ,4339～4360,4365 ～4371,4372 ロ ,4374 ほ・ロ ,4375 い・イ・ハ～ホ ,4376,4377 ろ・ロ、 4378 ロ,4379 ロ,4380 ロ・ニ	10,811.61

注 全小班が該当している林班は、林班名のみ記載。

5-3 伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域
該当なし。

別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km、面積：ha 材積：m3

開設拡張別	種類	位置 (市町村)	路線名	箇所数	延長	利用区域			備考
						面積	材積		
							針葉樹	広葉樹	
開設	自動車道	高山市	鈍引沢	2	4,000	300	54,482	0	
			小計	2	4,000	300	54,482	0	
			開設計	2	4,000	300	54,482	0	

注 利用区域の面積及び材積は、当該開設路線の利用対象となる地域の数量である。

単位 延長：m

開設拡張別	種類	位置 (市町村)	路線名	箇所数	延長	備考
拡張	一般改良	高山市	折敷地戸谷	10	200	
			長倉本谷	8	240	
			子の原(九蔵)	4	100	
			子の原(塩蔵)	4	100	
			継子岳	10	240	
			牛牧谷	2	50	
			秋神中之宿(下)	2	60	
			秋神中之宿(上)	6	140	
			双六細越(下佐谷)	12	360	
			笠谷煙滝谷(上)	8	280	
			笠谷煙滝谷(下)	4	120	
			鼠餅福地(鼠餅)	6	120	
			鼠餅福地(福地)	4	80	
			森茂北ノ俣(ホウノキ)	2	50	
			蒲田左俣	10	500	
			蒲田右俣	2	100	
			上小鳥水洞(下)	6	140	
			上小鳥水洞(上)	4	100	
			夏厩大谷	4	200	
			森茂六厩川	8	240	
			舟原山滝ヶ洞(上)	1	20	
			日照岳	4	200	
			蛭ヶ野	8	200	
			一ッ梨	4	100	
三尾山	4	100				
脇谷	2	50				

単位 延長：m

開設拡張別	種類	位置 (市町村)	路線名	箇所数	延長	備考		
拡張	一般改良	高山市	冷谷	2	50			
			宮洞第二線	8	200			
			鎌ヶ峯	2	50			
			ヲハギ	3	100			
			大原谷	14	700			
			軽岡	4	100			
			岩井戸黒土	2	50			
			小計	174	5,340			
		飛驒市	切雲ソンボ(切雲)	2	60			
			切雲ソンボ(ソンボ)	10	260			
			森茂北ノ俣(ホウノキ)	1	20			
			舟原山滝ヶ洞(上)	3	40			
			万波(上)	2	40			
			天生栗ヶ谷	8	240			
			中ノ俣	2	100			
			ソバカク	2	50			
			小計	30	810			
		白川村	大瀬戸	1	50			
			小計	1	50			
		拡張計				205	6,200	

別表7 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし

別表8 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

区分	森林の所在（林班）	面積	備考	
総数		122,161.07		
市 町 村 別 内	高山市	1~98,100~118,120,1001~1079,1086~1091,1097~1113,1117~1125,1127~1166,1169~1180,1183~1300,1304,2031~2033,2035,2036,2069~2122,2124~2161,2189~2230,2233,2234,2269,2270,3001~3003,3006~3112,3228~3234,4100~4215, 国府町官造 1,坂下官行造林組合官造 1,上谷信夫官造 1,新井久清官造 1,新渕官行造林組合官造 1,神田清栄官造 1,倉谷章官造 1,直井外 1 名官造 1,道上外 1 名官造 1,北村彌三郎官造 1,了宗寺官造 1	69,962.36	水源かん養保安林
		1,82,87,89,99,119,1080~1088,1090~1096,1115,1126,2034,2123,2150,2162~2180,2182~2188,2205,2231,2232,2235,2236,3036, 高山市・朝官造 3	9,084.12	土砂流出防備保安林
		120,1137,1140,1141,1143,1186,1244,1247,1250~1253,2198	1,400.87	保健保安林
		1107,1190,1192,1193,2198	168.53	干害防備保安林
		2166,2172,2173,2180,2181	36.85	砂防指定地・山災H
		120,1114,1115,1167,1181,1182,1190,1251,1297,1299,2033,2125,2127,2166,2172,2173,2180,2181,2270,4139,4140,4154, 伊藤伸一官造 1,高山市・久官造 1・高山市・朝官造 3,荘川村官造 3・4,野首剛官造 1・2	590.05	山災 H
		計	81,242.78	
訳	飛驒市	2002~2027,2030,2037~2068,2237,2239,2240,2242~2268,3113~3148,3150~3206,3211~3227,3235, 羽根区官造 4・5,下稲越区官造 12・13・17,河合町官造 18・19,河合町新名官造 1,角川区官造 2,元田区官造 8,古川笹ヶ洞官造 8,古川町官造 5~7・12,黒内自	16,467.60	水源かん養保安林

単位 面積：ha

区分	森林の所在（林班）	面積	備考
市 町 村 別	飛驒市	治会官造 4,笹ヶ洞区官造 1,新名区官造 9~11,天生区官造 7,保木林官造 3	水源かん養保安林
		2241,3198,3207~3210, 元田区官造 6,信包区官造 3	389.07 土砂流出防備保安林
		2238	15.07 干害防備保安林
		2001,2002,2028	76.39 なだれ防止保安林
		2251,3317,3148,3149,3181,3205, 下稲越区官造 14,角川区官造 1,宮川村 官造 1~4,古川町官造 9~11,上稲越区官 造 15・16,上野地縁官造 13,新名区官造 9,神岡町官造 3,谷自治会官造 1・2	593.69 山災H
		計	17,541.82
内 訳	白川村	4300~4307,4311~4323	3,431.63 水源かん養保安林
		4308~4310,4324~4380,4382	15,256.80 土砂流出防備保安林
		4381,4382	8.35 なだれ防止保安林
		4304~4307,4334~4336,4345,4346,4349 ~4360,4375,4376	4,665.72 保健保安林
		4324	13.97 山災H
		計	23,376.47

注1 砂防指定地、山災H欄は、保安林以外の林地保全森林における砂防指定地、山災Hの箇所を計上している。

2 山災Hとは、山地災害防止機能の略称で機能が低いということである。

別表9 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法
該当なし。

別表 1 0 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

10-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	備考
総数（実面積）	121,363	
水源かん養のための保安林	90,275	
災害防備のための保安林	25,021	
保健、風致の保存等のための保安林	6,067	

注 保安林総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

10-2 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定・解除別	種類	森林の所在		面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域（林班）			
指定	水源かん養	高山市	1,114,116,180,81 1,1115,1116,1167	324	水源のかん養のため	
		飛騨市	3148,3149	89		
		計		413		
	土砂流出防備	高山市	2180,2181	191	土砂流出の防備のため	
計			191			
		合計		604		

10-3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし。

別表 1 1 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし。

別表 1 2 治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治山事業施 行地区数	主な工種	備 考
市 町 村	区 域 (林 班)			
高山市	34,42,81,1081,1082,1098,1118,1155, 1167,2031,2124,2164,2166,2167,2178, 2180,2188,2190,2202,2231,2234,2235, 3035,3038,3049,3087,4100,4136,4147, 4151	30	溪間工、山腹工 本数調整伐外	
飛驒市	2023,2024,2030,2239,2240,3152,3227, 3144,3167,2004,2249,3117,3167,3225	14	溪間工、山腹工、 本数調整伐外	
白川村	4317,4334,4344,4356,4362,4363,4370, 4374	8	溪間工、山腹工、 本数調整伐外	
計		52		

別表 1 3 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法
	市町村	区域 (林班)		
水源かん養保安林	高 山 市	1~98,100~102,110,111,113~118, 1001~1079,1086~1091,1097~ 1102,1104~1113,1117~1125, 1127~1131,1133~1140,1142~ 1166,1169~1180,1183,1187~ 1192,1194,1195,1197~1242,1246 ~1250,1254~1300,1304,2031~ 2033,2035,2036,2069~2087,2090 ~2095,2097~2103,2105~2122 ,2122,2124~2161,2198~2230, 2233,2234,2269.2270.3001~ 3003,3006~3083,3085~3112, 3228~3234,4100~4178,4180~ 4190,4198~4215 国府町官造 1,坂下官行造林組合 官造 1,上谷信夫官造 1,新井久清 官造 1,新湊官行造林組合官造 1, 神田清栄官造 1,倉谷章官造 1,直 井外 1 名官造 1,道上外 1 名官造 1,北村彌三郎官造 1,了宗寺官造 1	57,638.44	別 表 参 照
水源かん養保安林 干害防備保安林		1107,1190,1192,1193,2198	168.53	
水源かん養保安林 保健保安林		1137,1140,1143,1247,1250,1251, 1253,2198	164.14	
水源かん養保安林 砂防指定地		2201~2205	142.44	
水源かん養保安林 国立公園第一種特別地域		104~109,1089,1101~1103,1122, 1132,2069,2082~2090,2095~ 2097,2103~2105,2139	2565.13	
水源かん養保安林 国立公園第二種特別地域		103,110~113,1030,1054~1056, 1088~1090,1101~1103,2069, 2081~2090,2095~2097,2103~ 2105,2138~2140,2152,2153,2155 ~2159,2189~2197,4170,4174, 4175,4177~4179,4183,4184,4188	3801.81	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法
	市町村	区 域 (林班)		
	高 山 市	~4193,4195,4196		別 表 参 照
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園第二種特別地域		2195,2197	5.74	
水源かん養保安林 国立公園第三種特別地域		4178,4179	164.72	
水源かん養保安林 国立公園特別保護地区		1103,1122,1132,2083~2086, 2089,2096,2103~2105,2139, 2155,2156,2190~2193,2197,4191 ~4197	3,203.52	
水源かん養保安林 国立公園特別保護地区 鳥獣保護区特別保護地区		2086,2088,2089	381.82	
水源かん養保安林 県自然環境保全地域特別地区		3083~3085,3087,4137	246.62	
水源かん養保安林 県立公園第一種特別地域		1196,1200,1243,1247	19.96	
水源かん養保安林 県立公園第二種特別地域		2,1184,1185,1241,1243,1245, 1248	134.85	
水源かん養保安林 県立公園第三種特別地域		1141,1187,1195,1196,1243,1245	87.91	
水源かん養保安林 保健保安林 県立公園第一種特別地域		1186,1244	80.15	
水源かん養保安林 保健保安林 県立公園第二種特別地域		1186,1244	202.70	
水源かん養保安林 保健保安林 県立公園第三種特別地域		1141,1186,1244,1252	161.33	
水源かん養保安林 保健保安林 砂防指定地		2198	1.22	
水源かん養保安林 保健保安林 国立公園特別保護地区 鳥獣保護区特別保護地区		120	791.33	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法
	市町村	区 域 (林班)		
土砂流出防備保安林	高 山 市	1,82,87,89,99,119,1080~1088, 1090~1096,1115,1126,2034,2123 ,2150,2162,2163,2205,2231, 2232,2235,2236,3036 高山市・朝官造 3	2,072.62	別 表 参 照
土砂流出防備保安林 砂防指定地		2162,2205	2.29	
土砂流出防備保安林 国立公園第一種特別地域		2165,2168,2169,2175,2177~2180 ,2183,2184	941.14	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第一種特別地域		2185	16.12	
土砂流出防備保安林 国立公園第二種特別地域		2164,2166,2168,2169,2171~ 2175,2177~2180,2188	1,867.94	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第二種特別地域		2164,2168,2169,2171,2172,2174, 2179,2185~2188	286.46	
土砂流出防備保安林 国立公園第三種特別地域		2182~2184	328.52	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第三種特別地域		2182	3.31	
土砂流出防備保安林 国立公園特別保護地区		2167,2170,2176	2,262.51	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園特別保護地区		2167,2186,2187	174.17	
土砂流出防備保安林 国立公園特別保護地区 鳥獣保護区特別保護地区		2170,2176,2178~2180	1,129.04	
砂防指定地 国立公園第一種特別地域		2185	0.67	
砂防指定地 国立公園第二種特別地域		2164,2166,2168,2169,2172~2174 2179~2181,2185,2186,2188	42.04	
砂防指定地 国立公園特別保護地区		2186	0.07	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法
	市町村	区 域 (林班)		
国立公園特別保護地区 鳥獣保護区特別保護地区 砂防指定地	高 山 市	120,2086,2088,2089,2170,2176, 2178	205.94	別 表
県自然環境保全地域特別地区		2198,2203,2204	1.04	
県立公園第一種特別地域		4137	0.16	
県立公園第二種特別地域		1186,1244	0.14	
県立公園第三種特別地域		1184~1186,1248	1.05	
国立公園第一種特別地域		1141,1186,1187,1243	2.53	
国立公園第二種特別地域		1089,1101~1103,1132,2089,2165, ,2168,2169,2178,2183	0.99	
国立公園第三種特別地域		103,113,120,1055,1088,1089, 1101,2157,2164,2166,2168,2169, 2171,2172,2173,2177~2181,2188 ~2190,2192,2196,2197,4170,417 4,4177~4179,4183,4184,4188~ 4190	256.44	
国立公園特別保護地区		2183,4178,4179	3.64	
国立公園特別保護地区		1103,1122,1132,2084~2086, 2089,2096,2156,2167,2170,2176, 2192,4191~4194	6.04	
水源かん養保安林	飛 驒 市	2002,2003,2009~2024,2026, 2030,2037~2068,2237,2239, 2240,2242~2268,3113~3126, 3128~3148,3150~3157,3160~ 3192,3195~3206,3211~3217, 3219~3223,3225~3227,3235 河合町新名官造 1,笹ヶ洞区官造 1,角川区官造 2,保木林官造 3,羽 根区官造 4・5,黒内自治会官造 4,古川町官造 5~7・12,天生区官 造 7,元田区官造 8,古川笹ヶ洞官 造 8,新名区官造 9~11,下稲越区 官造 12・13・17,河合町官造 18・19	13,808.90	参 照
水源かん養保安林 砂防指定地		2004~2008,2025~2027,3218	650.93	
水源かん養保安林 国立公園第一種特別地域		2054,2055,2057,2066~2068	402.45	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法
	市町村	区 域 (林班)		
水源かん養保安林 国立公園第二種特別地域	飛 驒 市	2054,2055,2057,2066~2068	245.92	別 表 参 照
水源かん養保安林 国立公園特別保護地区		2067,2068	133.20	
水源かん養保安林 国立公園特別保護地区 鳥獣保護区特別保護地区		2054,2055,2057,2066	109.45	
水源かん養保安林 鳥獣保護区特別保護地区		3216,3217,3224	194.48	
水源かん養保安林 県自然環境保全地域特別地区		2050~2054,3125~3127,3193, 3194	594.21	
水源かん養保安林 県立公園第一種特別地域		3159	35.11	
水源かん養保安林 県立公園第二種特別地域		3134~3136,3155~3159,3214	292.95	
なだれ防止保安林		2002	39.53	
なだれ防止保安林 砂防指定地		2001,2028	36.86	
土砂流出防備保安林		2241,3198,3207~3210 信包区官造 3,元田区官造 6	389.07	
干害防備保安林		2238	15.07	
砂防指定地		2004,2028	0.99	
県自然環境保全地域特別地区		2050~2054	0.67	
県立公園第一種特別地域		3159	0.35	
県立公園第二種特別地域		3134,3158,3159,3214	3.28	
県立公園第三種特別地域		宮川村官造 3・4	20.53	
国立公園第一種特別地域	2054	0.15		
国立公園特別保護地区	2067	0.01		
国立公園特別保護地区 鳥獣保護区特別保護地区	2054,2055,2066	0.29		
水源かん養保安林	白 川 村	4300~4305,4307,4311~4323	3,061.51	
なだれ防止保安林		4381,4382	8.35	
水源かん養保安林 保健保安林 県立公園第一種特別地域		4307	2.63	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法
	市町村	区 域 (林班)		
水源かん養保安林 保健保安林 県立公園第二種特別地域	白 川 村	4304~4307	252.50	別 表 参 照
水源かん養保安林 保健保安林 県立公園第三種特別地域		4305,4306	7.49	
水源かん養保安林 県立公園第一種特別地域		4313	19.38	
水源かん養保安林 県立公園第二種特別地域		4305,4306	1.34	
水源かん養保安林 県立公園第三種特別地域		4306,4307	86.78	
土砂流出防備保安林		4308~4310,4324~4334,4336~ 4343,4361,4363~4366,4382	4,980.00	
土砂流出防備保安林 砂防指定地		4308	0.72	
土砂流出防備保安林 国立公園第二種特別地域		4344~4346,4362,4367~4375, 4377~4380	1,989.25	
土砂流出防備保安林 国立公園第三種特別地域		4334~4336,4343,4361,4362	553.64	
土砂流出防備保安林 国立公園特別保護地区		4344,4346~4349,4366~4372, 4374,4375,4377~4380	3,151.38	
土砂流出防備保安林 県立公園第一種特別地域		4309,4310	178.71	
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園第二種特別地域		4344~4336,4345,4346,4353~ 4355,4358~4360,4375,4376	838.85	
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園第三種特別地域		4336,4356,4358~4360	804.41	
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園特別保護地区		4345,4346,4649~4359,4376	2,759.84	
県立公園第二種特別地域		4304~4307	13.24	
県立公園第三種特別地域		4305,4306	0.68	
国立公園第二種特別地域	4334~4336,4344,4345,4353~ 4355,4358,4359,4371,4372,4376	20.63		

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法
	市町村	区 域 (林班)		
国立公園第三種特別地域	白 川 村	4334~4336,4356,4358~4360	6.73	
国立公園特別保護地区		4348,4350~4356,4371,4372,4375 ~4380	14.18	

注1 面積は、集計上の都合により森林外等を含む。

(別表1) 保安林の森林施業

種 類	伐採種	施 業 の 方 法	備 考
水源かん養保安林	禁伐	<p>主伐に係る伐採を禁止する。</p> <p>また、間伐も原則として禁止するが、その森林が植栽されたものであり、保育のために間伐をしなければ当該保安林の目的が達成できないと認められるものであって、指定施業要件で間伐ができることが定められているものについては、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所においてできるものとする。間伐することができる立木材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。</p>	詳細については、保安林指定の際に定める箇所別の指定施業要件による。
	択伐	<p>主伐は択伐による。主伐として伐採できる立木は、標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ）以上のものとし、その限度は、当該年度の初日におけるその森林の立木材積の10分の3以内とする。</p> <p>ただし、伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林（植栽指定の箇所）については、立木材積の10分の4以内とする。また、将来択伐することができるような林型に誘導しようとする場合の間伐であって、指定施業要件で定められている場合には、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所において間伐できるものとする。間伐することができる立木の材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。</p>	
	皆伐	<p>主伐に係る伐採種を定めない。主伐として伐採できる立木は、標準伐期齢以上のものとし、毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタールの範囲内で指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>間伐は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所において間伐できるものとする。</p> <p>間伐することができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を越えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲の材積とする。</p> <p>植栽については、人工造林に係る森林及び具体的な植栽計画をたてている森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に、指定施業要件を定める者が指定する樹種の満1年以上の苗及び本数を均等に分布するように植栽するものとする。</p>	

種 類	伐採種	施 業 の 方 法	備 考
土砂流出防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	詳細については、保安林指定の際に定める箇所別の指定施業要件による。
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	
土砂崩壊防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
干害防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	
なだれ防止保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
保健保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	

(別表2) 国立公園、国定公園及び県立自然公園における特別地域の森林施業

区 分	施 業 の 方 法
特別保護地区	原則として、立木の伐採を禁止し、その他植物の採取も行わないこととする。
第一種特別地域	<p>1 第一種特別地域内の森林は禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2 単木択伐法は、次の規定により行う。</p> <p>(1) 伐期齢は標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ）に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>(2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>
第二種特別地域	<p>1 第二種特別地域の森林施業は、択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。</p> <p>2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</p> <p>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然保護局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。</p> <p>7 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。</p> <p>(1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>(2) 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。</p>
第三種特別地域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

注1 本表は、「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月2日34林野指第6417号 林野庁長官通達）による。

2 県立自然公園は、本表に準じて取扱うものとし、詳細については岐阜県立自然公園条例等による。

(別表 3) 鳥獣保護区特別保護地区の森林施業

- 1 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし（その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐）、その他の森林にあつては伐採種を定めない。
- 2 本計画の初年度以降 5 年間に当該計画にかかる特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積の標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢）に相当する数で除して得た面積の 5 倍とする。
- 3 保護施設を設けた樹木および鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。

注 本表は、「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和 39 年 1 月 17 日 38 林野計第 1043 号 林野庁長官通達）による。

(別表4) その他制限林の森林施業

区 分	施 業 の 方 法	備 考
砂防指定地	<p>以下に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ県知事に協議するものとする。協議に係る行為について変更をしようとするときも、また同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設又は工作物の新築、改築、増築、移転若しくは除却 2 竹木（枯損竹木及び被圧竹木を含む。）の伐採（間伐、択伐及び枝打ちを含む。）若しくは採取又はその滑下若しくは地引きによる運搬 3 開墾、たん水その他土地の原状を変更する行為 4 土石砂れきの採取若しくは鉱物の採掘又はこれらのたい積若しくは投棄 5 砂防設備の占用 6 樹根その他植物根株の採掘 7 芝草その他生産物の採取 8 牛馬その他の畜類の放牧又はけい留 9 火入れ又はたき火 	<p>詳細は、岐阜県砂防指定地管理規則による。</p>
特別母樹林	<p>禁伐とする。ただし、その指定目的を阻害するおそれがないもの（以下1～4）として、農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 倒木または枯死木を伐採する場合 2 老齢で結実しなくなった樹木を伐採する場合 3 森林病虫害等が付着している樹木をそのまま延を防止するため伐採する場合 4 林齢及び育成状況からみて立木密度が高く、そのため結実量低下が顕著な林分について結実の増加を図る目的で優勢木以外の樹木を伐採する場合 	<p>詳細は、林業種苗法の施行について（昭和45年8月31日45林野造第887号農林事務次官通達）による。</p>
県自然環境保全地域特別地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 伐採種は択伐及び禁伐とする。 ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれが少ない場合には、伐採種が択伐の箇所にあつては、皆伐（一伐区の面積は2 ha以内とし、伐区は努めて分散させる。）、禁伐の箇所にあつては単木択伐（択伐率は現在蓄積の10%以内）を行うことができる。 2 伐採種が択伐の箇所にあつては、択伐率は現在蓄積の30%以内とする。 	<p>詳細は、岐阜県自然環境保全条例による。</p>